**年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定**

株式会社○○○○と同社従業員代表○○○○は、標記に関して次のとおり協定する。

①当社従業員が保有する年次有給休暇（以下「年休」という。）のうち、５日を超える部分については５日を限度として計画的に付与するものとする。

②年休の計画的付与の期間は、毎年８月１日から８月３１日までとする。

③従業員は６月１０日までに、所属長に対し、期間中において年休の取得を希望する日を申し出るものとする。

④各所属長は、所属従業員の年休取得希望日が特定の日に集中し、業務の正常な運営に支障を与えるおそれがあると認められた場合には、従業員に対して希望日の変更を求めることができる。各所属長は、希望日の変更を求める場合は７月１０日までに従業員にその旨通知するものとする。

⑥本年度の年休の日数から５日を控除した日数が「５日」に満たない従業員に対しては、その不足する日数の限度で、第２項の期間中に特別有給休暇を与える。

　もしくは

**⑥本年度の年休の日数から５日を控除した日数が「５日」に満たない従業員に対しては、その不足する日数の限度で、第２項の期間中に特別有給休暇を与えるものとする。特別有給休暇の取得日については休業手当（平均賃金の60％）を支給するものとする。**

⑦各所属長は、所属従業員の年次有給休暇表を作成し、従業員に提示するものとする。

⑧計画的付与の期間中、産前産後休業、育児休業等により休業し、または休職している従業員については、年次有給休暇計画付与の対象外となる。

平成○年○月○日

株式会社　○○○○

 代表取締役　○○○○　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　従業員代表　○○○○　㊞